

第六号様式を削る。

（タクシー業務適正化臨時措置法施行規則の一部改正）

第十條 タクシー業務適正化臨時措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

タクシー業務適正化特別措置法施行規則

第一条中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改める。

第五条第二項中「添附」を「添付」に改め、同項の表四の項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第九条中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第十六条の二中「タクシー業務適正化臨時措置法施行令」を「タクシー業務適正化特別措置法施行令」に改める。

第二十九条第一項第二号中「免許」を「許可」に改める。

第十三号様式から第十五号様式まで中「免許申請」を「許可申請」に、「免許」を「許可」に、「許可」を「付した」に改める。

第十六号様式及び第十七号様式中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改める。

第十八号様式中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改め、同様式（裏）中「第58条」を「第59条」と、「3万円」を「30万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年二月一日）から施行する。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に開始する事業年度に係る第九十条の規定による改正前の旅客自動車運送事業等報告規則第二条第一項に規定する営業報告書及び平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの一年間に係る同項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例によることができる。

（道路交通事業抵当法施行規則の一部改正）

第三条 道路交通事業抵当法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「第四条第二項第八号、第九号、第十号若しくは第十一号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号」に改める。

○国土交通省令第六十六号

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の二部を改正する法律（平成十二年法律第八十六号）附則第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五条、第九条第四項並びに第十条の規定に基づき、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

平成十三年七月十一日

国土交通大臣 林 寛子

（一般乗合旅客自動車運送事業等の事業計画に関する経過措置）

第一条 道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送

事業について改正法第四条第一項の許可を受けたとみなされる者（以下「みなし一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）については、当該許可とみなされる改正法による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項の免許に係る旧法第五条第一項第四号の事業計画（道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第百五号。以下「改正省令」という。）による改正前の道路運送法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項に掲げる事項のうち、改正省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が経営する路線が存する区域を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（新規則第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に限る。）

三 二 事業計画（新規則第四条第四項第一号及び第三号に掲げる事項に限る。）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（特定旅客自動車運送事業の事業計画に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四十三条第一項の許可を受けている者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が経営する路線又は営業区域を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（新規則第二十七号第二項に規定する事項に限る。）

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

事業について改正法第四条第一項の許可を受けたとみなされる者（以下「みなし一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）については、当該許可とみなされる改正法による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項の免許に係る旧法第五条第一項第四号の事業計画（道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第百五号。以下「改正省令」という。）による改正前の道路運送法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項に掲げる事項のうち、改正省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。

改正法附則第二条第一項の規定により新法第三条第一号の一般乗合旅客自動車運送事業について第四条第一項の許可を受けたとみなされる者（以下「みなし一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）については、当該許可とみなされる改正法による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項に掲げる事項のうち、改正省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が経営する路線が存する区域を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業計画（新規則第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に限る。）

三 二 事業計画（新規則第四条第四項第一号及び第三号に掲げる事項に限る。）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に旧法第九十条第一項の認可を受けている運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃等とみなす。